

基礎率の種類	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ [アは、内容(表別、集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等、イは、内容、出所等]	ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 [概要(考え方と方法)、加工・補正・補完等の方法]	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどう使い何を算出するか)]	カ. 前回との変更点
公務等障害発生力	ア. 元となる統計 現在者(内容、抽出方法などは、(2)①と同じ) 公務等障害共済年金新規発生者数(平成17、18、19年度の実績)  イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 前回の公務等障害発生力結果	ウ. 設定方法 平成17年度から19年度までの3年間に於ける地方公務員共済組合の公務等障害共済年金の新規発生者の実績等を基礎として求めた(年齢にかかわらず一定率)  オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 年度等により変更していない。	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務等障害共済年金の新規発生者数を算出する。	前回使用統計(平成12年度～平成14年度)
公務外障害発生力	ア. 元となる統計 現在者(内容、抽出方法などは、(2)①と同じ) (公務等含む)障害脱退者数(平成17、18、19年度の実績)  イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 公務等障害発生力	ウ. 設定方法 障害脱退者数より、男女別に年齢別の障害発生率(粗率)を求め、それを補整した(最小二乗法)。その後、公務等障害発生力を控除して公務外障害発生力を算出した。  オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 年度等により変更していない。	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務外障害共済年金の新規発生者数を算出する。	前回使用統計(平成12年度～平成14年度)
給料指数	ア. 元となる統計 現在者(内容、抽出方法などは、(2)①と同じ。但し使用年度は平成19年度のみ)  イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 特になし	ウ. 設定方法 男女別に、年齢別の平均給料を求め、それを補整し、指数化(15歳の者の給料を1)した。(最小二乗法)  オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 年度等により変更していない。	各年度、各年齢別の組合員の給料に、この率を各年齢に乗じる事で、それぞれの給料の額を推計する。	前回使用統計(平成14年度)
期末手当等の割合	ア. 元となる統計 地方公務員共済組合の組合員の期末手当等の額および給料の額(平成17、18、19年度の実績)  イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 特になし	ウ. 設定方法 男女別に、年齢別の割合を求め、それを補整した。但し、低年齢層の下限については、H20年度ボーナス支給月数4.5月/12月/1.25=0.30000とし  オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 年度等により変更していない。	各年度、各年齢別の組合員の給料の額に、この率を各年齢に乘じ、上記の給料額と合算する事で総報酬額を推計する。	前回使用統計(平成15年6月分の状況をもとに1年分の期末手当等を推計した。)
退職年金失権率	ア. 元となる統計 年金受給者(内容、抽出方法などは、(2)①と同じ) 退職年金(減額退職年金及び通算退職年金を含む)失権者(平成17、18、19年度の実績)  イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 第20回生命表 日本の将来推計人口(平成18年12月推計)	ウ. 設定方法 男女別に、年齢別の失権率(粗率)を求め、それを補整した。(最小二乗法)。なお、データ数の少ない年齢層については、第20回生命表の死亡率を基礎として補整を行った。  オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 上記設定により作成した失権率と、第20回生命表の死亡率の比率を、男女別、各年齢ごとに算出し、この比率を日本の将来推計人口の死亡率の改善に伴い、2055年度まで失権率の改善を行った。(2055年度以降は一定)	退職年金受給権者に、この率を乗じ、将来の失権者数を算出する。	前回使用統計(平成12年度～平成14年度)使用する生命表を新しいものとした(第19回→第20回) 使用する将来推計人口を新しいものとした(平成14年1月推計→平成18年12月推計)
障害年金失権率	ア. 元となる統計 年金受給者(内容、抽出方法などは、(2)①と同じ) 障害年金失権者(平成17、18、19年度の実績)  イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 第20回生命表	ウ. 設定方法 男女別に、年齢別の失権率(粗率)を求め、それを補整した。(最小二乗法)。なお、データ数の少ない年齢層については、第20回生命表の死亡率を基礎として補整を行った。  オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 上記設定により作成した失権率と、第20回生命表の死亡率の比率を、男女別、各年齢ごとに算出し、この比率を日本の将来推計人口の死亡率の改善に伴い、2055年度まで失権率の改善を行った。(2055年度以降は一定)	障害年金受給権者に、この率を乗じ、将来の失権者数を算出する。	前回使用統計(平成12年度～平成14年度)使用する生命表を新しいものとした(第19回→第20回) 使用する将来推計人口を新しいものとした(平成14年1月推計→平成18年12月推計)

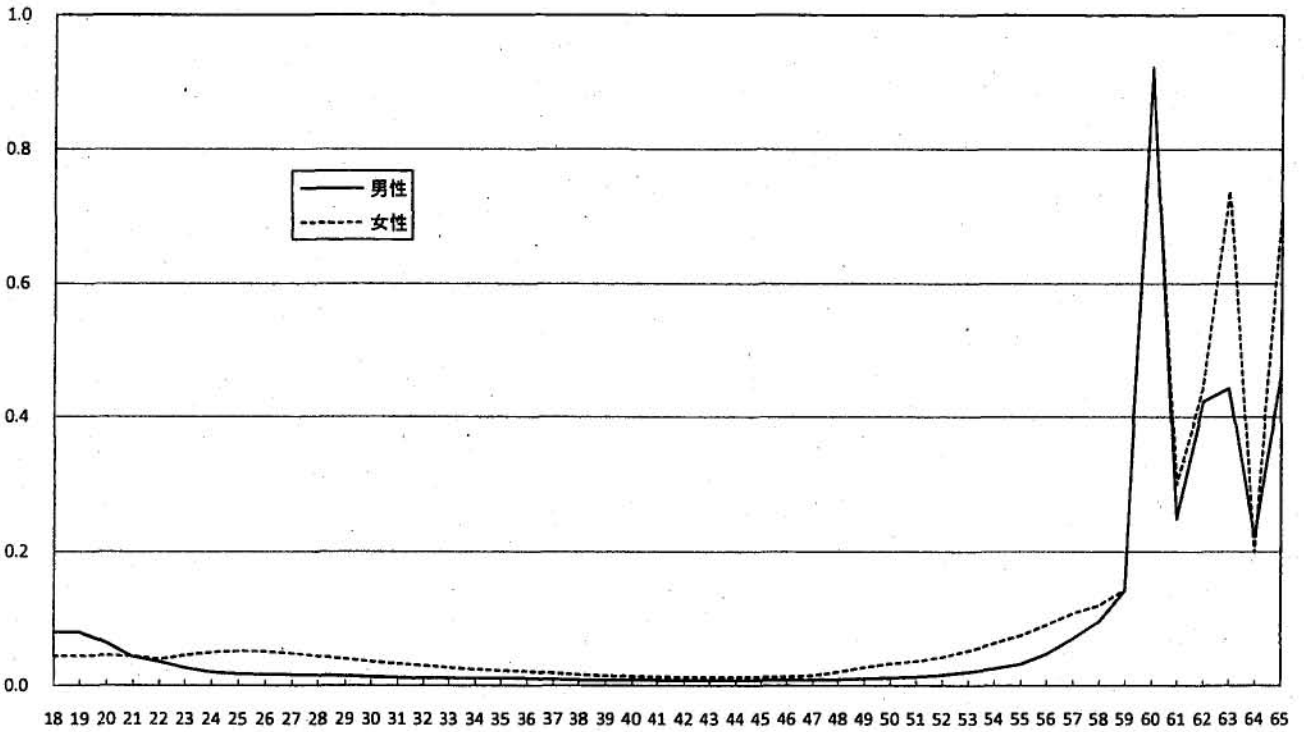
基礎率の種類	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ [アは、内容(表別、集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等、イは、内容、出所等]	ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 [概要(考え方と方法)、加工・補正・補完等の方法]	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどう使い何を算出するか)]	カ. 前回との変更点
妻と子の年齢差	ア. 元となる統計 年金受給者(内容、抽出方法などは、(2)①と同じ) 遺族共済年金受給者(平成17, 18, 19年度の実績) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 特になし	ウ. 設定方法 年齢別に妻と子の年齢差を求め、それを補整した(粗数値を四捨五入して整数値に補整)。 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 年度等により変更していない。	退職共済年金等の受給権者等が死亡して、遺族共済年金等の受給権者に転給する際の当該遺族の年齢を計算する。	前回使用統計(平成12年度～平成14年度)
子供の人数(遺族以外)	ア. 元となる統計 脱退者(内容、抽出方法などは、(2)①と同じ) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 特になし	ウ. 設定方法 男女別に年齢別の子供の人数を求め、それを補整した(最小二乗法)。 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 年度等により変更していない。	遺族共済年金の受給権者にかかる遺族基礎年金を計算する。	前回使用統計(平成12年度～平成14年度)
子供の人数(遺共)	ア. 元となる統計 年金受給者(内容、抽出方法などは、(2)①と同じ) 遺族共済年金受給者(平成17, 18, 19年度の実績) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 特になし	ウ. 設定方法 年齢別に年齢別の子供の人数を求め、それを補整した(最小二乗法)。 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 年度等により変更していない。	遺族共済年金の受給権者にかかる遺族基礎年金のうち、子の加給にかかる分を計算する。	前回使用統計(平成12年度～平成14年度)
所得停止者の割合	ア. 元となる統計 年金受給者(内容、抽出方法などは、(2)①と同じ) 退職共済年金受給者・退職年金受給者・障害共済年金受給者・障害年金受給者(平成17, 18, 19年度の実績) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 特になし	ウ. 設定方法 年齢別に所得停止者の割合を求め、それを補正した(最小二乗法)。 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 年度等により変更していない。	他制度へ加入した年金受給者にかかる年金の停止者割合を求めめる。	前回は平成16年改正前の所得制限にかかる停止者等のデータから、推計した。
所得停止前後の平均年金額割合	ア. 元となる統計 年金受給者(内容、抽出方法などは、(2)①と同じ) 退職共済年金受給者・退職年金受給者・障害共済年金受給者・障害年金受給者(平成17, 18, 19年度の実績) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 特になし	ウ. 設定方法 年齢別に所得停止前後の平均年金額割合を求め、それを補正した(最小二乗法)。 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 年度等により変更していない。	他制度へ加入した年金受給者にかかる年金の停止額を求め、支給額から控除する。	前回は平成16年改正前の所得制限にかかる停止額等のデータから、推計した。
遺族年金失権率	ア. 元となる統計 年金受給者(内容、抽出方法などは、(2)①と同じ) 遺族年金失権者(平成17, 18, 19年度の実績) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 第20回生命表 日本の将来推計人口(平成18年12月推計)	ウ. 設定方法 男女別に、年齢別の失権率(粗率)を求め、それを補整した。(最小二乗法)。なお、データ数の少ない年齢層については、第20回生命表の死亡率を基礎として補整を行った。 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 上記設定により作成した失権率と、第20回生命表の死亡率の比率を、男女別、各年齢ごとに算出し、この比率を日本の将来推計人口の死亡率の改善に伴い、2055年度まで失権率の改善を行った。(2055年度以降は一定) あわせて、受給権発生時に30歳未満である寡婦にかかる給付が5年間の有期となったことについて考慮した。	遺族年金受給権者に、この率を乗じ、将来の失権者数を算出する。	前回使用統計(平成12年度～平成14年度) 使用する生命表を新しいものとした(第19回→第20回) 使用する将来推計人口を新しいものとした(平成14年1月推計→平成18年12月推計)

基礎率の種類	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ [アは、内容(表別、集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等、イは、内容、出所等]	ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 [概要(考え方と方法)、加工・補正・補完等の方法]	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどう使い何を算出するか)]	カ. 前回との変更点
有遺族率	ア. 元となる統計 年金受給者(内容、抽出方法などは、(2)①と同じ) 退職共済年金受給者および障害共済年金受給者(平成17、18、19年度の実績)  イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 特になし	ウ. 設定方法 男女別に年齢別の有遺族率を求め、それを補整した(最小二乗法)  オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 年度等により変更していない。	退職共済年金受給者及び障害年金受給者の失権者に、この率を乗じ、遺族共済年金への転給者数を算出する。	前回使用統計(平成12年度～平成14年度)
有配偶者率	ア. 元となる統計 年金受給者(内容、抽出方法などは、(2)①と同じ) 退職共済年金受給者および障害共済年金受給者(平成17、18、19年度の実績)  イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 特になし	ウ. 設定方法 男女別に年齢別の有配偶者率を求め、それを補整した(最小二乗法)。  オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 年度等により変更していない。	退職共済年金及び障害共済年金にかかる加給年金を計算する。	前回使用統計(平成12年度～平成14年度)
子有り妻の割合	ア. 元となる統計 年金受給者(内容、抽出方法などは、(2)①と同じ) 遺族共済年金受給者(平成17、18、19年度の実績)  イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 特になし	ウ. 設定方法 年齢別に子あり妻の割合を求め、それを補整した(最小二乗法)。  オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 年度等により変更していない。	中高齢寡婦加算及び経過的中高齢寡婦加算が加算されない者の割合を求め、当該加算の額を計算する。	前回使用統計(平成12年度～平成14年度)
配偶者との年齢差	ア. 元となる統計 年金受給者(内容、抽出方法などは、(2)①と同じ) 退職共済年金受給者および障害共済年金受給者(平成17、18、19年度の実績)  イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 特になし	ウ. 設定方法 男女別に年齢別の年齢差を求め、それを補整した。(粗数値を四捨五入して整数値に補整)  オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 年度等により変更していない。	退職共済年金受給者及び障害年金受給者が失権し、遺族共済年金に転給した際に、失権者の年齢にこの年齢差を考慮する事により、遺族共済年金受給者の年齢を算出する。	前回使用統計(平成12年度～平成14年度)

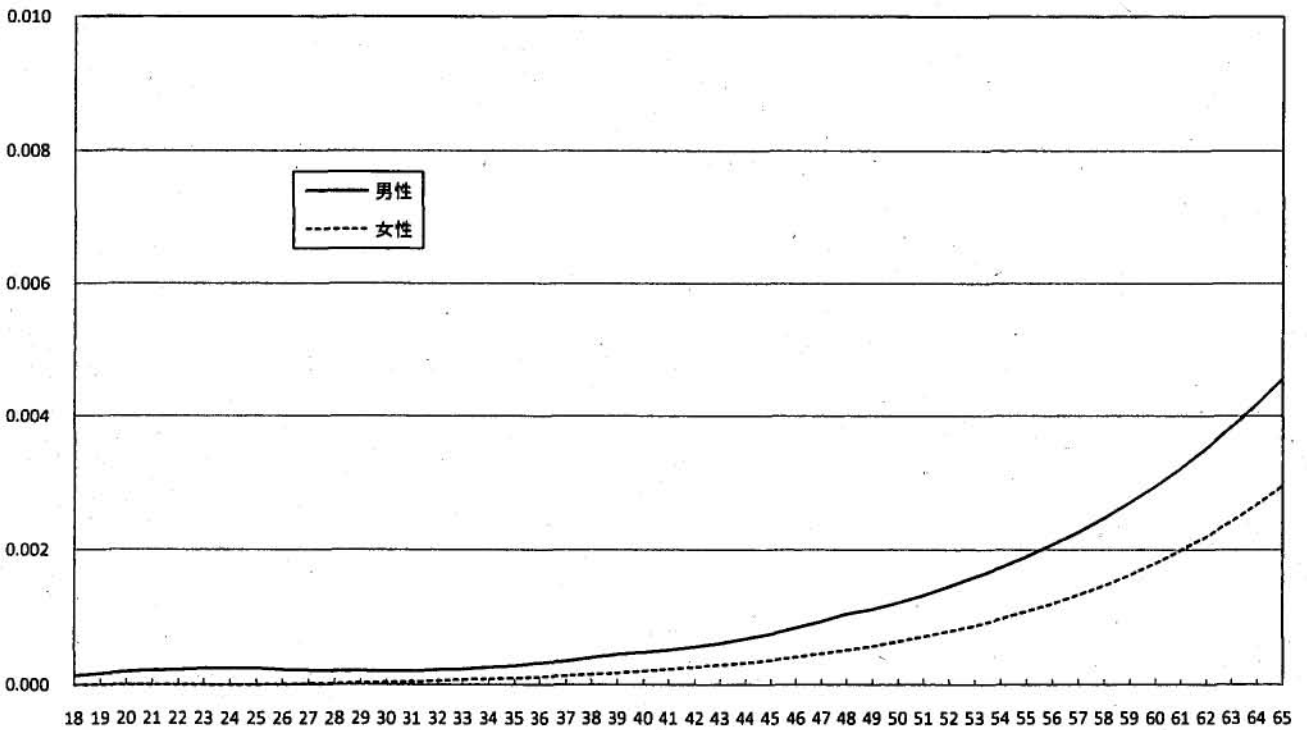
②主な基礎率<グラフ>

【地共済】

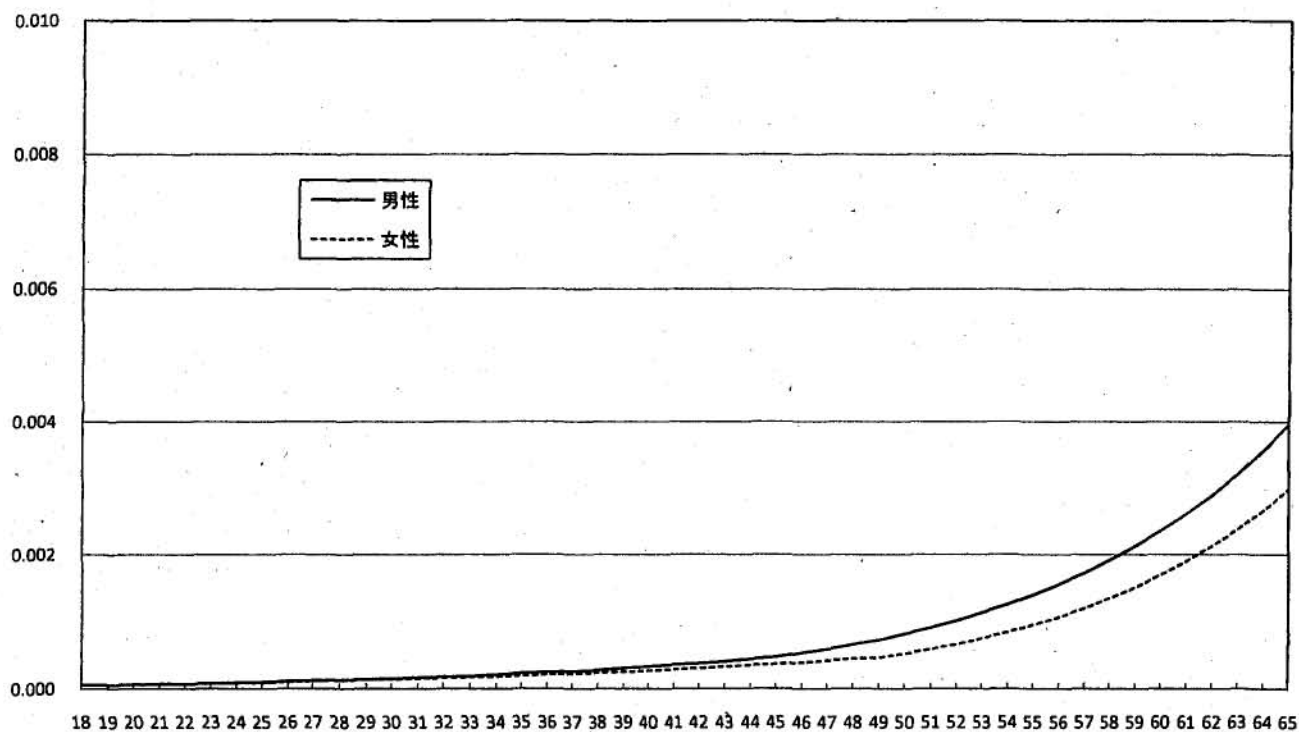
< 総 脱 退 率 >



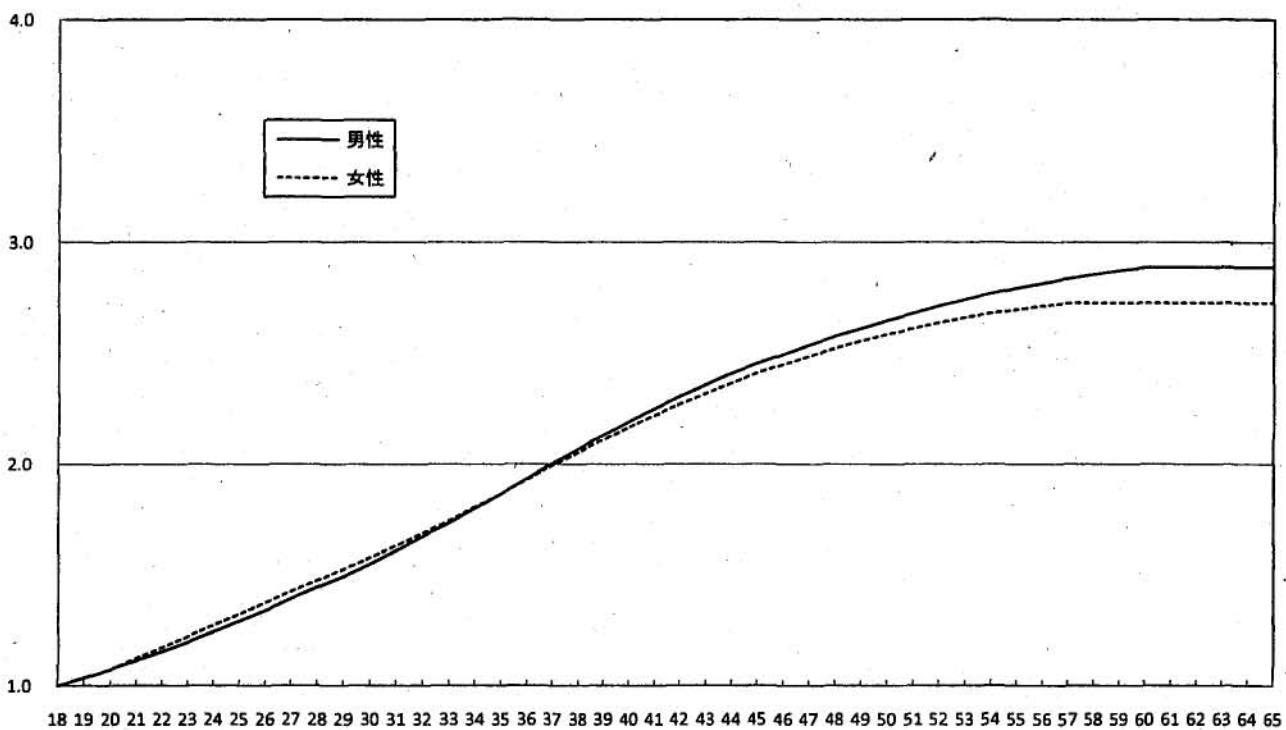
< 公務外在職死亡力 >



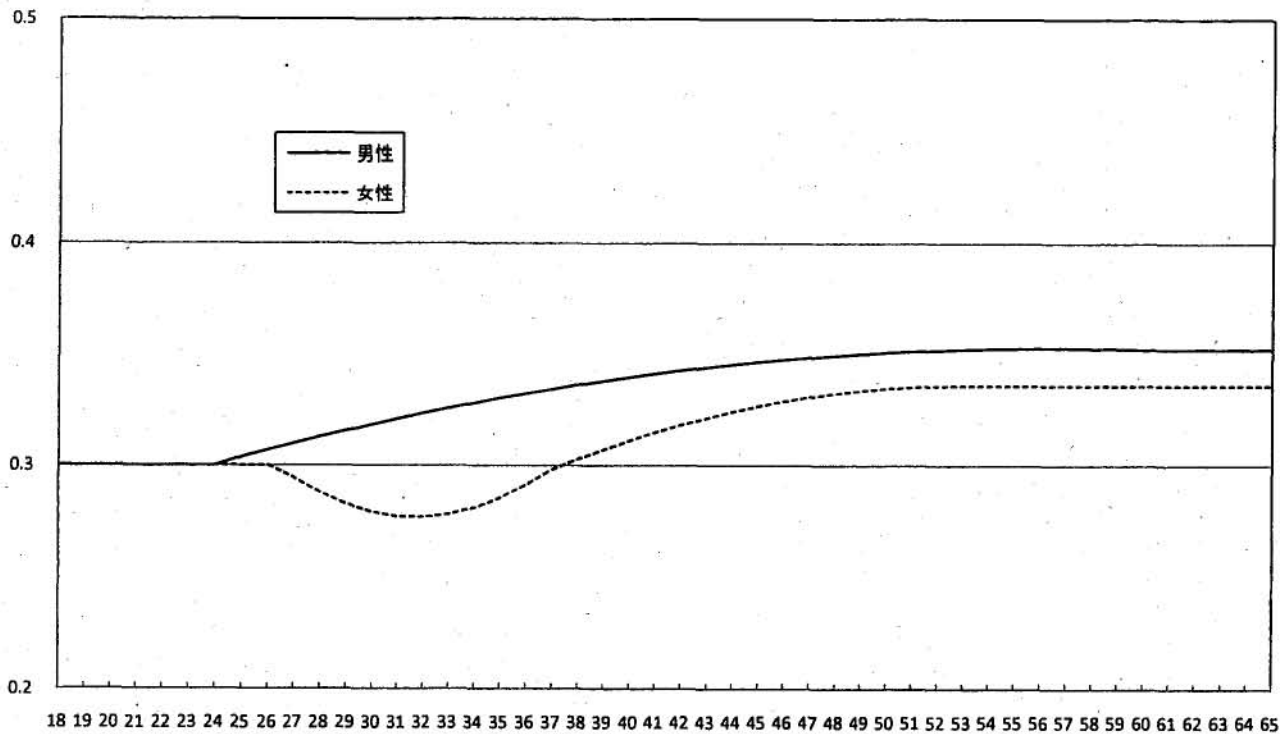
〈 公務外障害発生力 〉



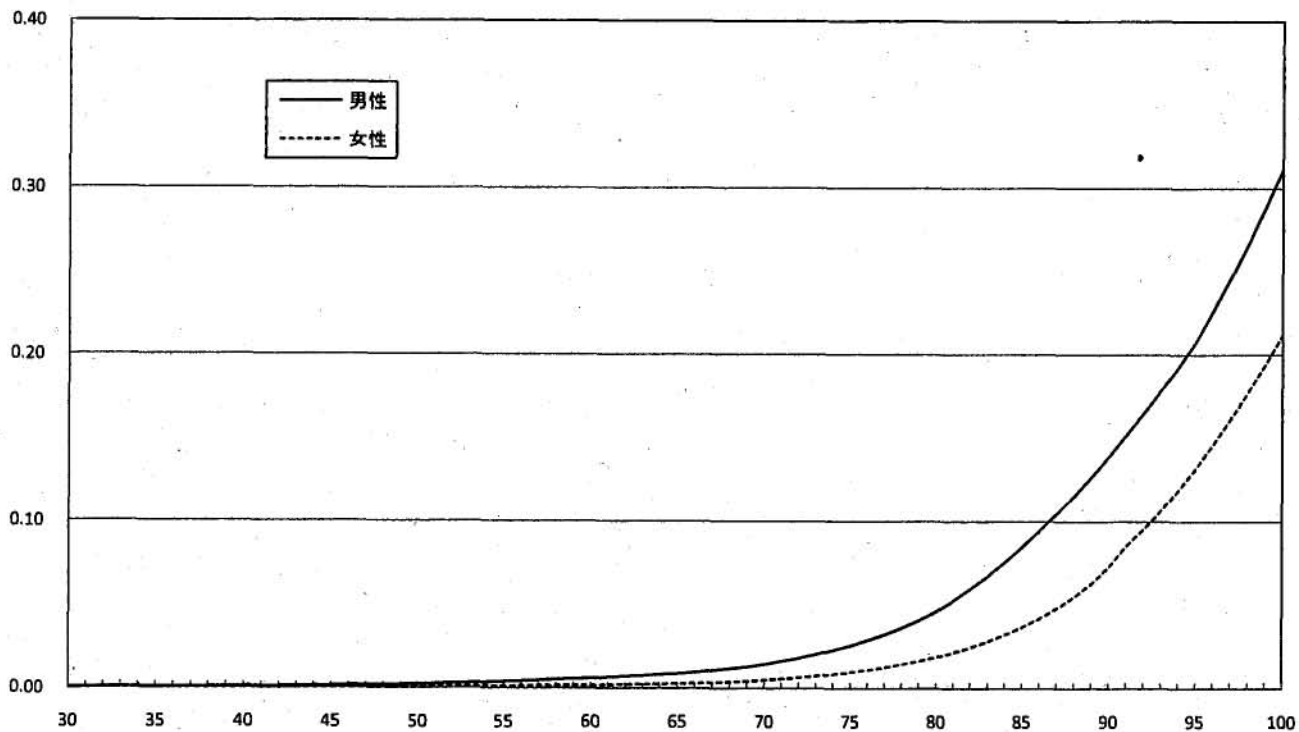
〈 給料指数 〉



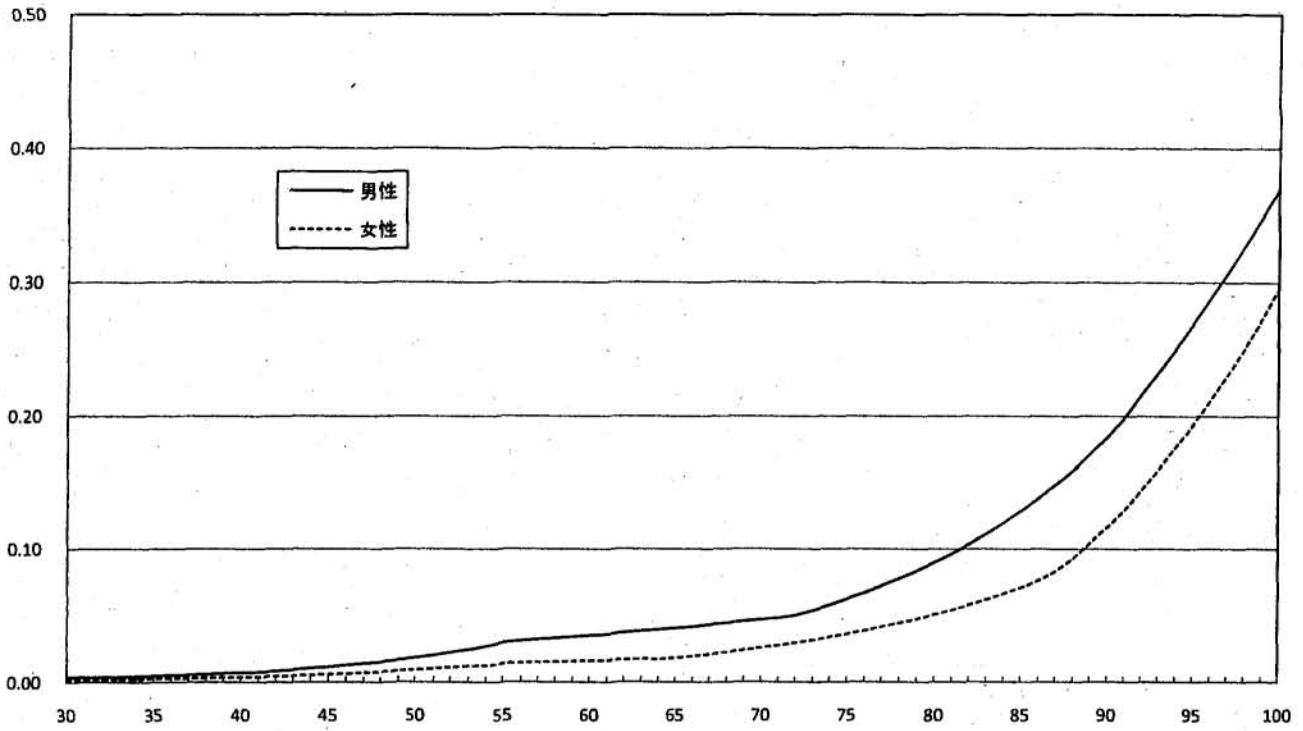
〈 期末手当等の割合 〉



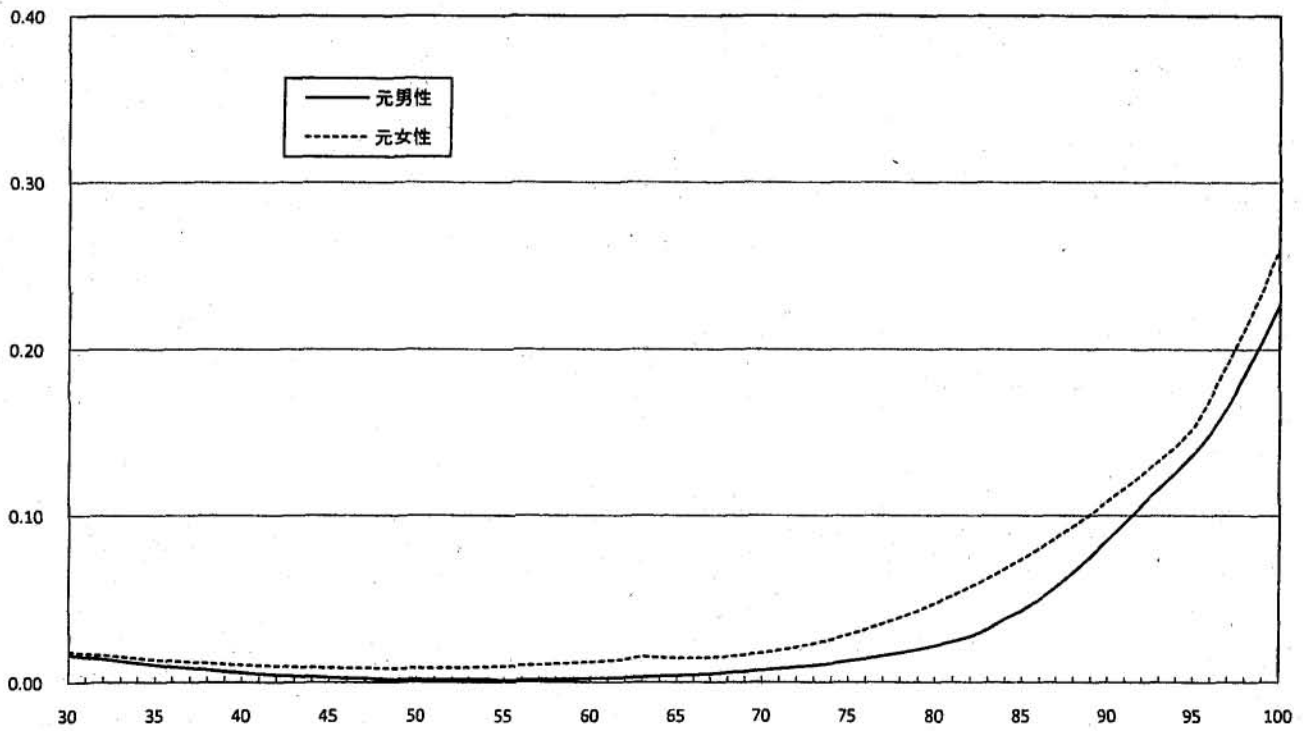
〈 退職年金失権率 〉



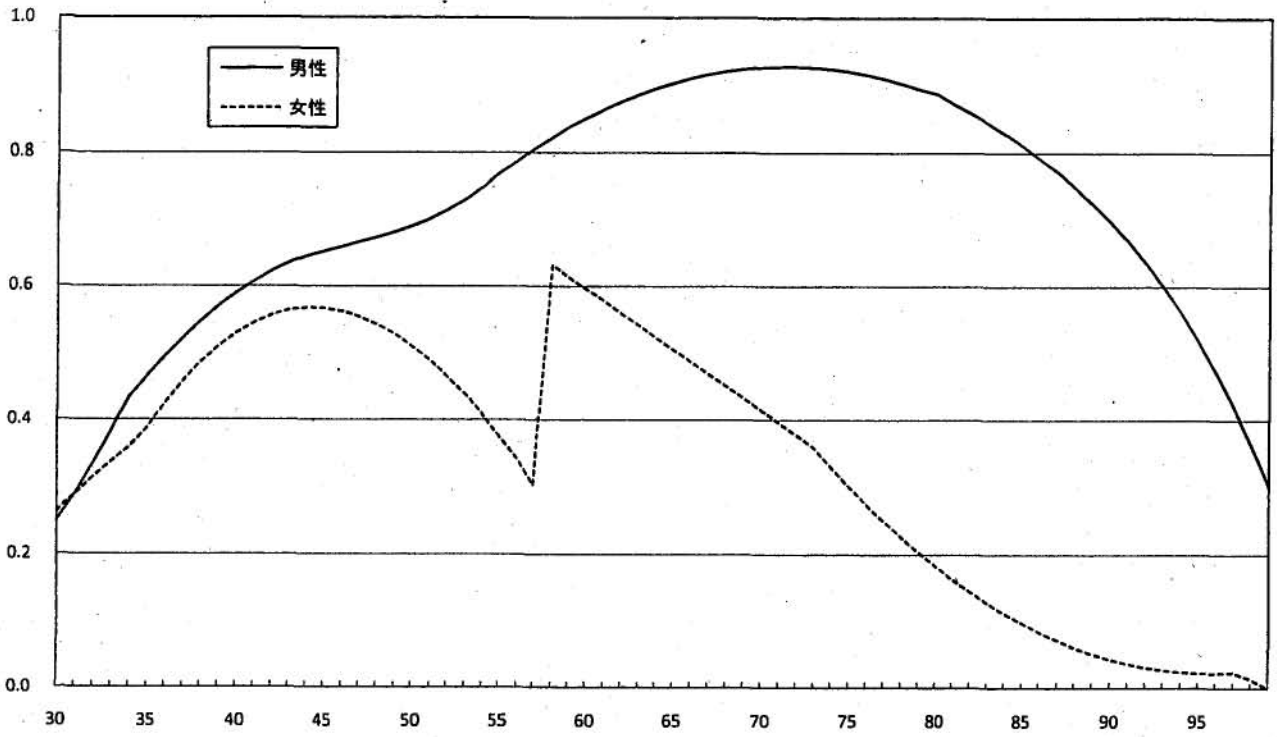
〈 障害年金失権率 〉



〈 遺族年金失権率 〉



〈 有 遺 族 率 〉



〈 加入年齢分布率 〉

